

# 「新潟県食品安全条例（仮称）」骨子案について ～ 県民の皆様のご意見を募集します。～

平成17年8月9日  
福祉保健部生活衛生課

## 1 条例制定の趣旨

県では平成15年8月に「新潟県における食品安全基本方針」を策定し、具体的な事業実施計画はアクションプランで定め、施策を進めてきました。しかし、食品の安全性や食品に対する消費者の信頼を確保するためには、行政の監視指導などの取組だけでなく食品関連事業者を含む県民の皆様との連携した取組や交流等による相互理解に基づき、県全体で総合的な施策を推進する必要があります。そこで、県では、県民の役割、食品関連事業者及び県の責務を明確にし、県全体で施策を進めるため、条例を制定することとし、食品の安全に係る部局が連携し、県民の皆様のご意見も踏まえながら、内容を検討してきました。そして、このたび、「新潟県食品安全条例（仮称）骨子案」がまとまりました。

## 2 条例骨子案の概要

- (1) 目的  
安全で安心な食生活を享受し、かつ安全で安心な食品を提供する新潟県を築き、県民の健康を保護する。
- (2) 骨子案の主な内容（概要は別紙1）  
基本理念や県及び食品関連事業者の責務、県民の役割を明確にするとともに、食料供給県としての特色も生かして、食の安全・安心に関する施策を規定しました。

### 安全確保の施策

食の安全・安心に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画を定めます。  
食品の生産から消費に至る過程で一貫した監視、指導等を実施します。  
食料供給県として安全で安心な農林水産物の生産等を推進します。  
安全確保の取組の普及や生産過程の記録及び保管を促進します。  
環境に配慮した取組の推進を図ります。  
遺伝子組換え作物の栽培等に関して必要な措置を検討するとともに、農薬等の適正使用による、安全・安心な農林水産物の供給が確保できるよう必要な措置を講じます。

### 安心確保の施策

県民の選択に資するため、食品の適正な表示等を促進します。  
安全で安心な食品の生産に取り組んでいる食品関連事業者を応援します。  
食品関連事業者が自ら行う食の安全・安心に関する基準の設定及び公開を進め、それを県が消費者に対し周知し、食品の選択に役立ててもらいます。  
食育を推進します。  
地産地消や食生活指針等の普及啓発により食育を推進します。  
県民の参画の仕組みを充実します。  
ア 危害情報等の申出制度を創設し、県民からの情報、提案を受け付けます。  
イ 附属機関（審議会）を設置し、県民の代表が県の施策について審議します。

### 推進体制の整備

施策の実効性を確保するため、施策の調整を図るための体制を整備します。

## 3 今後の予定

今後、条例骨子案をもとに、今回の意見募集で県民の皆様から頂いたご意見を参考にしながら、条例案を策定します。  
条例案は、9月下旬から開会する県議会に提出する予定としております。

## 4 意見の募集

### (1) 意見募集期間

平成17年8月9(火)～8月30日(火)

### (2) ご意見の提出方法・提出先(様式自由)

郵便 〒950-8570 (住所記載は不要)  
福祉保健部生活衛生課食品衛生係  
ファクシミリ 025-284-6757  
電子メール t0402503@mail.pref.niigata.jp

### (3) 提出上の注意

氏名、住所、電話番号を明記してください。匿名の方のご意見は受け付けません。

( 意見を提出した個人又は法人の氏名・名称その他の属性に関する情報は、それらを公にすることを募集の際に明示している場合以外、公にはいたしません。)

意見のある箇所を明記してください。

### (4) 提出締切

平成17年8月30日(火) 郵便の場合は消印有効

### (5) 提出されたご意見の取り扱い

提出されたご意見は、条例案制定の参考とさせていただきます。

提出されたご意見の内容については、県としての対応状況と併せて公表させていただきますことをご了承ください。

お問い合わせ先

福祉保健部生活衛生課食品衛生係 担当 山下、田浪  
電話 025-285-5511 内線2674、2683

# 新潟県食品安全条例(仮称) 骨子案概要

目的	安全で安心な食生活を享受し、かつ安全で安心な食品を提供する新潟県を築き、県民の健康を保護する。
基本理念	<p>県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に行う。</p> <p>情報を積極的に公開するとともに、県民意見に十分に配慮し、関係者の相互理解と協力の下に行う。</p> <p>食品の生産から消費に至る過程において、科学的知見に基づき行う。</p> <p>食料供給県として、安全・安心に配慮した農林水産物の生産及び加工食品の製造等を行う。</p> <p>食品の安全性は環境と密接に関係することから、環境に与える影響に配慮する。</p>

理念を実現する施策

**県の責務**

総合的、計画的に施策を実施  
関係機関との緊密な連携  
など

**食品関連事業者の責務**

自主的に食品の安全性の確保  
に取り組む  
情報公開や交流の実施  
施策に協力  
環境に配慮した生産等

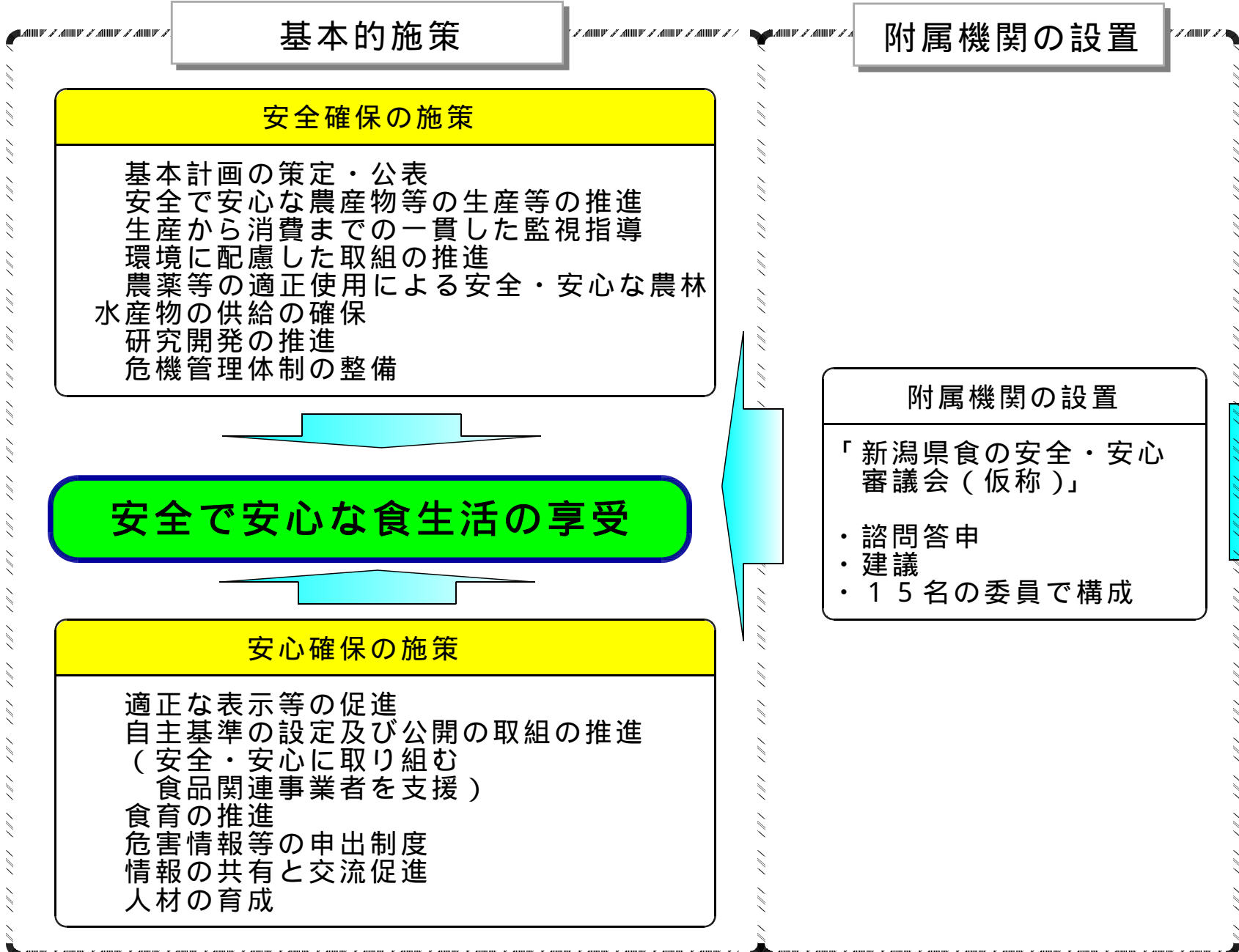
**県民の役割**

食品の安全性等に関する知識  
理解を深め、合理的な消費行動  
県等の取組に意見を表明  
環境に配慮した行動  
など

**財政上の措置**

(実効性の確保)

**推進体制の整備**



## 参考 骨子案の検討で参考にした主な県民意見

### (1) 第3、4回食の安全・安心懇談会の開催(平成17年3月25日、5月31日)

「健康の維持・保護」、「環境への配慮」の要素を盛り込むべき  
県民が食の安全に対する知識を深めるには、食の安全・安心に関する正しく  
分かりやすい情報の提供と生産者等の取組の公開が必要  
生産から消費まで、漏れのない安全対策が必要  
財政上の措置の明記

### (2) 県民電子会議室の設置(平成17年6月1日～6月30日)(73名参加)

遺伝子組換え作物については、農業県としての戦略(コシヒカリブランドの  
維持)として規制すべき、又は健康被害の未然防止のため規制すべきとの意見  
安全で安心な食品を選択できる情報の提供が必要  
食育の内容に地域の食文化を盛り込むべき  
施策実施のための一元的な組織の整備  
他県産食品の安全も考慮して、関係機関との連携強化を盛り込むべき

### (3) 食品業界等関係者意見交換(46団体、141名)

消費者は食品や安全管理に対する知識を深めるべき  
表示を始め、情報開示の程度は、生産者などと消費者の相互理解による折  
り合いが必要。話し合いの場の設置  
食育基本法に基づく、食育施策を条例に取り込むべき  
安全・安心な食品の認証制度の創設  
縦割り行政の弊害を懸念。一元的・総括的な体制(実施機関)の整備による  
施策の実施  
新潟県の特徴は環境豊かな面だが、食の安全安心は環境に配慮して始めて達  
成可能なことを盛り込むべきだ。

### (4) 県民意見交換会(県下5会場、256名)

県版HACCPを導入すべき  
生産者等が実施している食の安全・安心の取組を積極的に評価し、周知する  
仕組みを条例に規定すべき  
新潟がリスクコミュニケーション先進県になるとよい  
食の安全に関する教育や学習の積極的な推進が必要  
安全な食品を生産する人材の育成が大事  
表示の規制は縦割りの典型。国に先駆けて縦割りを排除し、横の連携を重視  
するべき